

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第

卷六十二第

行發日一月五年三和昭

論叢

動的資本と租税公正難 法學博士 神戸 正雄

臺灣の小作制度 法學博士 河田 嗣郎

財産生命保險 經濟學博士 小島昌太郎

時論

支那の國民主義革命 文學博士 矢野 仁一

說苑

助郷と農民の生活 經濟學士 大山 敷太郎

草津宿に於ける助郷に就いて 經濟學士 黒羽兵治郎

雜錄

幣制の紊亂に基く百姓一揆 經濟學士 黒 正 巖

地理的認識の性質について 經濟學士 菊田 太郎

(禁 轉 載)

財産生命保険 (一)

小島 昌 太 郎

- 一 財産生命保険の梗概
- 二 財産生命保険に於ける保険事件
- 三 財産生命保険に於ける保険期間
- 四 財産生命保険に於ける保険金額
- 五 財産生命保険に於ける給付

一 財産生命保険の梗概

一九二〇年、伯林に於て設立せられた Hausleben Versicherungs-Aktiengesellschaft (家屋生命保険株式會社) は、その設立の翌年より Sachlebensversicherung と汎稱せらるゝ特殊の保険の營業を開始した。之は從來にその類例を見ない最も新しい保険であつて、この會社がこれを營業として行ふに至つたといふことは、保險なるもの、發展史上、實に一つの畫期的事實と認めてもよいものである。私は、これを財産生命保険と邦譯して、こゝにその一般的事象について研究せん

1) 一九二〇年六月二十六日事業免許を得、同年十月三十日會社設立、

とするのである。併し、その理論的研究をなすに先だち、豫めこの保険は如何なるものであるかの事實を調査せねばならぬ。

財産生命保険は、今日までの處では、世界中に於てこの會社のみの行ふ所である。そして、この會社の行ふ所の財産生命保険は、現在では、家屋生命保険(Hauslebensversicherung)、機械生命保険(Maschinenlebensversicherung)、運搬具生命保険(Fahrzeugelebensversicherung)、動産生命保険(Mobiliarlebensversicherung)、暖房装置生命保険(Zentralheizungsanlagenlebensversicherung)、給湯装置生命保険(Warmwasserbereitungsanlagenlebensversicherung)、電動器生命保険(Elektromotorenlebensversicherung) 並びに財産生命の補充保険(Sachlebens-Ergänzungs-Versicherung) 等に分れて居つて、世間の需要に従ひ、益々この保険の領域が擴大せらるゝ傾向にある。従つて、會社財政の状態も次第に膨脹し、純益も亦大に増加しつゝあるのである。即ち、最近に於けるその營業成績を採萃せば次の如くである。

營業年度	保険料收入	積立金	純益
一九二五年	一、〇五六、三三四	一、二二八、四五八	一三、〇〇一
一九二六年	一、三三一、五九八	一、三九一、〇七九	八四、六四一 (金貨馬克)

さて、この財産生命保険なるものは如何なるものであるかの學術的定義は、之を後段に譲り、豫備的説明として平易に之を述べれば、この保険は、財産にも、人間と同様に生命があると看做し、生命保険、特に我國にて謂ふ所の養老保険と同様なる保險的取扱ひを之に與ふるものである。故に、これは、財産生命保険といふ名稱をもつけれども、決して生命保険ではなくて、財産保險の一種たるものである。

この保險が従前の財産保險と異なる根本的特徴は、損害によらない所の財産的價値の減少若しくは消滅に對しても、保險金を支拂ふ點にある。換言すれば、使ひ濟み若しくは物質的腐朽並びに經濟的腐朽をも、保險事件 (Versicherungsfall) とする點にある。従前の財産保險は、總て皆、損害填補保險 (Schadensersatzversicherung) である。例へば、海上保險にしても火災保險にしても、その保險事件として定められた所の海上の事故により、若しくは火災によりて、保險の目的たる財産が物質的損害を蒙り、その結果、經濟上の損害を惹起したときに、その經濟上の損害の填補として保險金が支拂はるのである。然るに、この財産生命保險に於ては、保險の目的たる財産が、火災とか、落雷とか、または爆發などの、言はゞ突發的な強力な事件による所の經濟上の損害に對して填補を與へるばかりではなく、通常の方法で使用して居つても、年月の経過と共に免るゝことが出来ない所の化學的若しくは物理的の變化、即ち腐朽磨損等をも保險事件となし、こ

れによりて生じたる金銭的價値の減減に對しても保險金を支拂ひ、また縦ひ化學的物理的には未だ腐朽磨損といふ程度に至つて居ないけれども、經濟上の事情の變化によつて金銭的價値が減減した場合には、之を保險事件として、保險金の支拂ひをなすのである。

故にこの保險は、その半面に於て、損害填補保險であると共に、また他の半面に於ては非損害填補保險 (Nichtschadensersatzversicherung) である。またこの保險は、右に述ぶるが如く、使用による腐朽磨損若しくは經濟上の事情の變化に基く金銭的價値の減減をも、保險事件とするのであるから、従來の財産保險が概ね短期の契約であるに反し、この保險は數年若しくは數十年に亘る長期の契約によりて行はれ、保險料の支拂ひも、毎年一定の時期に行はれるのである。従つて、この保險は、これらの點に於ては、生命保險と其の取扱ひが相似て居る。

財産の使用による所の腐朽磨損若しくは經濟上の事情の變化に基く所の金銭的價値の減少減失に對しては、通常、會計上の手續きとして、原價銷却及び積立金の方法が行はれる。併し、この方法は、かくの如き原因による所の金銭的價値の減少減失が、原價銷却及び積立金の計畫に於て豫定せられたる年月を経過したる後に起るときは、これに對する準備として何等の不都合はないけれども、若しこの計畫に豫定せられたる年月の経過以前に起るときは、これに對する準備として不完全たるを免れないものである。殊にこの方法は、縦ひ、かくの如き、言はゞ、正常の道程

を経て生ずる金銭的價値の減少滅失に對しては役立ち得るとしても、それらが生ずる以前に於ても、往々、發生することの可能ある突發的な強力的原因による損害、例へば火災、爆發の如き事件によりて生ずる金銭的損害を填補する準備としては頗る不完全なるものである。¹⁾

それ故に、多數の船舶を所有する者の如きにありては、この原價銷却と積立金との方法を以て準備する外に、更にかの謂はゆる自家保險を以てその準備とするのである。併し乍ら、自家保險は要するに一種の積立金に外ならぬものであるから、これが、偶然に突發する事件に對する準備として不完全なるの點は一般の積立金と殆ど選ぶ所がない。こゝに於て、突發的な偶然なる事件に對して、財産保險を以て準備すると共に、通常の會計手續きに於ては、原價銷却や積立金を以て行ふ所の準備にも、亦同様に、保險の方法を以て均しく備へんとするの考へは、随分古くからあつたものである。かのヘルマン・ヘッカー(Hermann Hecker)の如きも、既に一八九四年に、保險契約の法的性質を論ずる論文に於て、理論的にこの問題を研究して、意見を發表したことがある。²⁾併し、愈々この保險が實行せらるゝに至つたのは、ハンス・ハイマン(Hans Heymann)の努力の結果であつて、彼は前述の會社を設立して、これによつてその計畫を實行したのである。

二 財産生命保險に於ける保險事件

1) 「保險本質論」第四章第四節參照。

2) Hermann Hecker, Zur Lehre von der rechtlichen Natur der Versicherungsverträge, erste Abteilung; der Schadenversicherungsvertrag. S. 76 ff., u. 90 ff.

今日行はる、財産生命保険に於ける被保険物件(保険の目的)は、曩にこの保険の種類を挙げた際に示したるが如く、家屋、機械、運搬具、動産、暖房装置、給湯装置、電働器等である。この中、家屋には住宅、事務室、工場、倉庫等を含み、動産には商品、備品、家具等を含む。

これらの被保険物件につき如何なる事件が発生したるときに、この財産生命保険は、保険金の支拂ひをなすか。換言せば、この保険に於ては、如何なる事柄を以て保険事件(Versicherungsfall)とするか。今、これを前述の會社の家屋生命保険に於ける普通保険約款について見るに、その保険事件は、第一種と第二種とに分たれて居る。

第一種の保険事件は、(イ)屋根葺の水漏り、(ロ)虫蝕、(ハ)屋根の構造部分に於ける破綻、荷重壁若しくは、不荷耐火壁、または柱の龜裂、これらが保安並びに保健の見地より、當該個所を使用し耐えざるものとなしたと認めらるゝこと、(ニ)水道管の使用による自然的腐朽、の四つであつて、これらに對しては、會社は、その損傷を修繕するに要する費用の支拂をなす。

第二種の保険事件は、(イ)人間の繼續的滯留をなす場所が濕潤を帯びて、保安並びに保健の見地より使用し耐えざるものと認めらるゝに至ること、(ロ)地下水による損傷、(ハ)建造物の沈下、の三つであつて、これらの場合に於ては、會社はその損害填補の支拂をなす。

尙ほ、この第一種、第二種に屬する損傷について、行政官廳若しくは警察署より、修繕を命ぜ

られたるときは、會社はこれに要する費用の支拂をなす。¹⁾且つ特約あるときは、右の第一種、第二種の保險事件として列擧せられたる以外の事柄でも、可修損害(baulichen Schaden)を惹起すものは保險事件として、之に對しては附加保險(Zusatzversicherung)によりてその填補を引受ける。

併し、これらの第一種、第二種の保險事件、並びに附加保險によりて引受けたる保險事件であっても、同一種類の損害を、再度惹起した場合には、その第二回目のもので及びそれ以後のものに對しては、會社は、保險金支拂ひの義務なきことにして居る。²⁾これは、第一回の損傷の場合に、適當なる修繕をなしたる場合には、大體、同一の損傷が起らざる筈であるから、この規定を設けて、保險契約者が保險金を受領しながら十分なる修繕をなさざることを、更に之がため不當に保險事件の惹起さるゝことを豫防する趣旨である。

右に列擧したる、保險事件は第一種のものも、第二種のものも、共に、發生の可能性があるといふに止まり、財産の運命に於て必然的に發生するものとは限らない性質のものである。然るに財産生命保險に於ては、右の第一種または第二種の保險事件によらず、また火災とか爆發とかの、謂はゆる「突發的な強力な原因」(die plötzliche gewaltsame Ursache)によらなくとも、保險の目的たる財産が必然に遭遇するの運命とも認めらるゝ所のものをも、保險事件として居る。これが、この保險に特有なる性質である。即ち、保險證券に於て「會社は、第一項及び第二項に規定

1) Vgl. § 1-1. Allgemeine Versicherungsbedingungen für Hauslebensversicherung, Hauslebens Versicherungs-Aktiengesellschaft, Berlin.

2) § 4 c-3, a. a. O.

したる保險事件(上に述べたるもの)によらずとも、保險の目的の使用可能性の減少または喪失によりて、(durch Minderung oder Verlust der Gebrauchsfähigkeit)その全部または一部に生じた物的損害(Sachschaden)をも亦填補する」といふものがこれである。

以上は、この財産生命保険に於ける固有の保險事件たる所のものである。併し、會社は、被保險者のために特約あるときは、次の事柄をも保險事件として取扱ふ。

(イ) 普通以上の強力原因による損害(Schäden durch höhere Gewalt) 即ち不可抗力的事件、例へば、地震、旋風、岩石の崩壊、土地の沈下、氾濫、火災、雷火、爆發等の直接間接の作用。但し、天候並びに四季の變化に直接間接に本づく所の緩慢なる作用、即ち雨雪、夏熱、冬冷によりて保險の目的またはその一部分の蒙る影響は、こゝに言ふ強力原因によるものと認めない。¹⁾

(ロ) 戦争に於ける處置、若しくは戦時または戒嚴布告後に於ける軍憲または行政官廳の處置、並びに戦争事變に際し、行政官廳または警察官廳の執行するその他の處置。²⁾但しこれらの事件を特約を以て引受けない場合に於ても、前述の第一種、第二種の保險事件たるものは、依然として會社の責任の下にある。

家屋生命保険に於ける普通保險事件、並びに特別保險事件は右に述ぶるが如きものである。

1) § 8. a), a. a. O.
2) § 8. b), a. a. O.

今、これらの事件の性質を見るに、これらはいづれも、物質的意義に於て、財産に何等かの損傷を與ふるものなるは疑ひなき所である。この點よりして、この保險事業の關係者等は、Abnutzungs-schaden といふ言葉を以て、これらの保險事件を包括して居る。併し乍ら、これらの事件が惹き起す所の結果について、その經濟上の意味を吟味すれば、それらは必ずしも經濟上に於ての損害ではなく、寧ろ使用消費に基く價値の減少消滅と見なければならぬものが多くある。故にこの保險は、たゞに財産の經濟上の意味に於ける損害の填補を目的とするばかりではなく、寧ろ多く、財産の使用消費に基く價値の減少滅失に對する填補を以て、その目的とするものであると言はねばならぬ。この點は、この保險の本質の如何なるものなるかを研究するにつき重要な關係にあるものであるから、こゝに一言の注意をなすのであるが、併しこれについてはこの保險の全般を説明したる後、更に詳細に論及するであらう。今はたゞ、この保險に關する理論を築くための材料たる事實を明かにするため、豫備的論述として保險證券に示されたる所に従ひ、事柄の意味を明瞭に解説するに止めなければならぬ。

保險證券に於ては、前述の如く、會社は、保險の目的たる建物につき、「使用可能性の減少若しくは喪失によりて生じたる物的損害」(durch Minderung oder Verlust der Gebrauchsfähigkeit entstehenden Sachschaden)を填補すると規定して居るから、この規定を正面よりその文字通りに

解するならば、會社は、物的損害を直接に填補するもの、如くにされる。即ち、會社は、屋根の雨漏りの場合には、屋根職人を被保險者の家へやつて之を修繕し、柱に龜裂が出来て保安上捨て置き難くなつたときには、大工をやつて之を取替へさすが如きことをする様に見える。併し、會社は、實際に於てはかくの如き技術的物的填補をするのではなくして、たゞ、保險金として或額の貨幣を支拂ふだけである。これを *Schadensahlung* と名づけて、保險證券の上に、この文字が隨所に使はれて居る。即ち、會社は、經濟上の填補をなすのである。

この保險に於て、會社のなす所、即ち會社の給付たる所のものは、右の如く、經濟上の填補をなすのであるとすれば、その填補せらるゝ所のものは經濟上の性質のものでなければならぬ。故に、保險證券に謂ふ所の「使用可能性の減少若しくは喪失によりて生じたる物的損害」を填補するといふは、結局「使用可能性の減少若しくは喪失」を填補するといふことではなければならぬ。そして、經濟上の意味に於ける「使用可能性」の減少若しくは喪失といへば、之を輕卒に推斷すること「使用價值の減少若しくは喪失」といふことの如くにされる。併し、保險證券をよく讀むで見ると、これは、使用價值の減少若しくは喪失を意味するのではなくて、寧ろ「交換價值若しくは貨幣價值の減少若しくは喪失」を意味するのであることが分る。

保險證券は、この點についてこう規定して居る。「保險の目的たる建物を修繕維持するがため

の費用が、専門家の鑑定に従ひ、當時に於ける新築價格の三分の二を超過する場合には、この規定の意味に於ける使用可能性の喪失と見做す。」¹⁾即ち、使用可能性が尙ほ存在するか或は既に喪失したかを、見極めるの標準としては、修繕費と新築價格とを比較することになつて居る。この修繕費といひ新築價格といひ、いづれも使用價值ではなくして明かに交換價值である。貨幣價值である。故に、「使用可能性の喪失」といふことは、この保険に於ては、保険の目的たる財産の交換價值即ち貨幣價值が或る一定の標準まで減少したることを意味するに外ならない。

これによりて見ると、この保険に於ては、結局、「使用の結果、財産の交換價值即ち貨幣價值が或一定の程度にまで減少すること」を以て一つの保険事件とすることが明かであらう。

三 財産生命保険に於ける保険期間

財産生命保険に於ける保険事件は、右に述ぶるが如きものである。これらが如何なる期間の間に發生すれば、保険者は、保険金の支拂をなすこととなるか。これは、この保険の本質を見るにつき、保険事件に次いで重要な問題である。

この保険に於ては、その保険事件たるものが、列舉的に示されて居るだけでも多種に亘り、殊に、「保険の目的の全部若しくは一部につき、使用可能性の減少又は喪失により生ずる損害」とい

1) § 5-4-b), a. a. O.

ふが如き、謂はゆる *Abnutzungsschaden* をも保險事件として居る。然るに、かくの如きものを保險事件とするならば、保險の目的たる財産は、如何なるものでも、結局は、證券に列舉的に示されたる事件か、若しくは、「突發的な強力なる事件」か、然らざれば、謂はゆる *Abnutzungsschaden* に遭ふの外なきものである。換言すれば、早晚、何等かの保險事件の發生あるを免れざるものである。この點は、生命保險、特に我國に於ける養老保險といはるゝものなどに頗る酷似して居る。

然るに、火災とか爆發とかいふが如き、謂はゆる「突發的な強力な事件」は、その發生の時點が明瞭であるけれども、この *Abnutzungsschaden* なるものは——使用の結果として使用に耐えざるに至るといふことは——多くは急激に起るのではなくて、緩慢に生ずる事柄であるから、それがいつ果して發生したかといふことは、頗る確定し難きものである。財産が、既に使用に耐えざる状態になつて居るか、未だその状態に立ち至つて居ないかといふことは、或は鑑定によつて見極めの付くことであらう。併し、或時點が、尙ほ使用に耐える状態と、最早や之に耐えざる状態との分界にあるものであるといふやうな、左様な時點は確認することが殆ど不可能である。それ故に、苟も、かゝる發生の時點の確認し難き事件を保險事件とするからには、この保險の實行上、豫め、保險の目的たる財産について、それがいつまで使用に耐えるものであるか、といふ使用年限を定めて置かなければならぬ。これは、勿論、専門家の鑑定によつて定めるのであるが、結局

は保險者と被保險者とが同意した所の言は、任意の決定である。この點、恰も、養老保險に於て、本來、人間の老衰といふことを保險事件とすべきであるに拘はらず、それが保險の實行上不可能なために、一定の年齢の到達を以て保險事件とするの外なきと同様の事情にある。

かくて、この財産生命保險に於ては、Abnutzungsschaden といふことを以て一つの保險事件とするの結果、保險の目的たる財産は、いつまで使用に耐えるかといふことを認定して、その期間を以て保險期間としなければならぬ。保險證券には、この點について、かう規定して居る。「保險期間は、保險に附せらるゝ目的物につき、使用の種類に従ひ、第一條に掲げたる保險事件の總てを考慮し、之を檢査したる後、獨立の専門家の鑑定を基礎として、單一的に決定する。」¹⁾こゝに單一的に決定する (einheitlich bestimmt) といふは、この保險に於ては、前述の如く保險事件とするものが、澤山あるのであるが、それらの一つ宛について各々保險期間を定めるのではなく、それらの總てについて包括して一つの保險期間を定むといふ意味である。

かくの如く、保險期間は、通常は、保險の目的の使用可能性に對する専門家の鑑定を基礎として、定めるのである。併し、當事者は何等かの事情により、この専門家の鑑定したる所よりも、短き期間を以て保險期間となさんと欲する場合がないとは限らない。かゝる場合には、鑑定の期間以内に於て保險期間を定むることが出来る。²⁾

1) § 5-1, a. a. O.

2) § 5-2, a. a. O.

また、保険契約者は、保険契約後、保険事件發生の以前に於て、保険期間の延長を希望するに至ることがあるかも知れない。然る場合に於ては、「更に、専門家の鑑定によりて定むる所の期間に、保険期間を合致せしむることが出来る。そして、この場合には、將來の保険期間に對する保険料を適宜に變更することとする。」¹⁾但し、この點について、會社と保険契約者との意見が合致しないときは、既に定まれる保険期間の終に際し、會社は、保険の終了を通告することが出来る。²⁾

若しまた、「保険の目的たる建物の使用可能性の喪失が、保険期間決定の際に假定せられて居つた所よりも、早く生じた場合には、これによりて生じたる損害を、保険期間の経過以前に於て、會社は、保険金額の限度に於て、填補する。但し、既に損害の填補支拂のため、保険金額が、全部または一部、帳消しにせられたる場合には、その残額に於てのみ責に任ずる。」³⁾

四 財産生命保険に於ける保険金額

財産生命保険に於ける保険事件は、既に述べたる如く、火災保険の如く單一なるものではなく、種々なるものを包含する點に於て海上保険と類似するのであるが、併し、海上保険の保険期間は、通常一ヶ年若しくは一航海といふが如き短期間であるに反し、この保険に於ては、その保

1) § 5-3, a), a. a. O.

2) § 5-3., a. a. O.

3) § 5-4., a. a. O.

險期間は、原則として、財産の使用可能性が喪失するに至るまでの長期間である點に於て、また之と異なる。従つて、この財産生命保險に於ては、保險者は、この長期の保險期間内に、數回に亘つて發生するの可能ある保險事件に對し、また數回に亘つて支拂ひをなす可能あるものである。殊に、火災保險や海上保險に於ては、保險事件は或は發生することなくして、保險期間の經過することが屢々あるのであるが、この財産生命保險に於ては、既に述べたるが如く、財産の使用可能性の喪失といふことをも、その保險事件の一つとするのであるから、保險金の支拂ひをなすこととなる條件たる保險事件は、早晚、必ず發生の可能あるものである。

かくの如く、この保險に於ては、保險金は數回に支拂はるゝ可能あり、且つ必ず早晚これが支拂ひをせねばならぬものであるから、保險證券に於ては、「保險金額は總ての保險事件に對し、單一なるものである」と規定して居る。そして、「會社の給付は、常に、保險の目的に生じたる損害の單純なる填補たる限度に止むる」こととして居るから、各々の保險事件の發生の場合に於て、保險契約者は、保險の目的たる財産の價格を保持する以上の結果を來すが如き支拂ひを受けざることになつて居る。また、各々の保險事件にあたり、會社の給付したる金額は、之を保險金額より控除し、その殘額を以て保險者の責任額とするのである。故に保險者が、各々の保險事件にあり給付したる金額が、合計して、保險金額の全額に達したる場合には、これを以て保險金額の

- 1) § 3-a. a. O.
2) § 3-a. a. O.
3) § 4-c., u. § 6-1., a. a. O.

支拂ひを完了したることゝなる。¹⁾

然らば、この保険金額は如何にして之を定むるかといふに、會社にも、保険契約者にも屬して居ない専門家の鑑定によつて保険の目的たるべきものゝ現在の價格（即ち貨幣價值）を認定し、それを以て、保険金額の最高限度とするのである。即ち證券には「保険金額は、保険契約締結のときに獨立の専門家の認定した所の、建物の全價格、若しくはその一部分を超過してはならない」と規定して居る。そして、保険事件が発生して、この保険金額に満たざる一部の支拂ひをした場合には、保険の目的たる建物の殘餘價格（Residual）を認定して置かねばならぬのであるが、この場合には、専門家の鑑定を基礎として定めたる現實殘餘價格が、そのときに於ける新築價格に對して有する割合と、同じ割合を保険金額に對してもつ所の額を、保険金額より控除したるものを以て、契約上の殘餘價格とする。²⁾

保険金額は、右に述ぶるが如く、契約締結當時に於て、専門家の鑑定したる所を基礎とするのであるが、併し保険の目的たる建物の價格は、その後事情の變化により騰貴することもあるべく、また下落することもあるであらう。更に建物の價格そのものは別としても、新たに之を築造するとなれば、之に要する所の材料若しくは工費が保険契約締結の當時に比較して騰貴または下落して居ないとも限らない。故にこの保険に於ては、一旦、保険金額を定めても、右の如き

1) § 1-3., a. a. O.

2) § 5-4. a), a. a. O.

事情の場合には、保険契約者は保険者と合儀の上、保険金額の引上げをなし、若しくはその引下げをなすことが出来る。

五 財産生命保険に於ける給付

財産生命保険に於て、保険事件の発生したる場合に、保険者の給付する所のものは、原則として、貨幣の支拂である。そして、この保険に於ては、第一種及び第二種の保険事件として前に述べたる所のものが、保険期間中に発生しなかつた場合に於ては、保険期間の満了と共に、謂はゆる「使用可能性の喪失」といふ保険事件が発生したものと認められるのであるから、「保険期間の満了と共に発生する損害に對する填補として、會社は、保険契約者に保険金額の支拂をなす。」¹⁾この保険金の支拂は、會社に支拂義務が確定したる後、十四日を経過した後に履行するのであつて、且つその履行が、保険事件發生の通知を受けたる日より一ヶ月以後に遅れるときは、一ヶ月以後の期間に對し年四歩の利息を附ける。²⁾

然るに、この保険に於ては、保険期間の満了以前に於て、謂はゆる第一種または第二種の保険事件が発生して可修損害 (bauliche Schaden) を惹起すことがある。この場合に於ては、その修繕に要する費用が少くとも五十金貨馬克なる場合に限り、會社はその費用の填補として支拂ひをな

1) § 5-5., a. a. O.
2) § 3-3., a. a. O.

す。但し、この場合に於ても、危険事情が急迫して居ないときには、その修繕を必要とする所の事情、並びに之に要する費用について、工事着手以前に於て、専門家によりて判定せしむることになつて居る。これを意思疏通手續 (Verständigungsverfahren) とす。若し、この點につき、保險契約者と會社との間に意思の合致を見ることが出来ないときは、仲裁々判の決定によりて之を定める。¹⁾ 併し、保險事件發生の通知を、會社が受領した後、一ヶ月を經過しても、尙ほ、この損害額が確定しない場合には、保險契約者は、その事情の下に於て、會社が、少くとも支拂はねばならぬ所の金額の全額の支拂ひを要求することが出来る。²⁾

修繕工事の場合には、會社は、その工事施行中、それが契約または協定に適合して行はれて居るか否かを觀察するの権利をもち、若し、保險契約者が、契約若しくは協定を著しく超過したる施行をなす場合には、會社は、かゝる超過施行の初まりたるときまでの費用を填補するだけでその責任を免るゝことが出来る。併し、會社も亦、契約若しくは協定に違反する指圖を工事の施行に對して與へることは出来ない。³⁾

修繕工事に對する費用填補の支拂は、着手後、遅くとも二週間内に履行せられる。保險金額が、建物の新築費用(保險價格)より少き場合、即ち一部保險 (Unterversicherung) の場合には、修繕填補金も亦、保險金額の新築費用(保險價格)に對する割合に於て支拂はれる。⁴⁾

1) § 4-1-a), a. a. O.

2) § 3-4), a. a. O.

3) § 4-1-b), a. a. O.

4) § 4-1-c)-1., a. a. O.

修繕填補金の支拂ひを求むる場合には、保険契約者は、保険事件の發生を遲滞なく會社に通知せねばならぬ。保険契約者が、故意または重大なる過失により、この通知義務を怠りたる場合には、會社は給付義務を免れ、且つ保険契約を解除することが出来る。但しこの解除の場合に於ても、會社は、最初の三ケ年間の保険料を受領する権利を失ふものではない。¹⁾

修繕工事に關し、前述の意思疏通手續(Verständigungsverfahren)として、専門家の判定を求めたる場合に、會社と保険契約者との意見の合致を見たるときは、この判定の費用は兩者に於て折半負擔する。意見の合致を見ない場合には、この費用の負擔についても、仲裁々判の決定を求める。²⁾

右の如く、保険期間満了以前に於て、謂はゆる可修損害の填補のため、會社が費用填補の支拂ひをなしたる場合には、それだけの金額は之を保険金額より順次控除して行き、その殘額の範圍内に於て、後の可修損害に對し填補支拂ひの義務を負擔し、保険期間満了のときに至り、尙ほ殘額あるときは、その額の範圍内に於てのみ、謂はゆる「使用可能性の喪失」に對する填補支拂ひをなすのである。

かくて、保険期間満了以前に於ても、保険金額全部の支拂を了するか、若しくは保険期間の満了と共にその全部の支拂ひを了する場合には、この保険はそのときを以て終了する。³⁾ (未完)

1) § 4-1-d)-2., a. a. O.

2) § 4-d)-1., a. a. O.,

3) § 1-3-2., a. a. O.